10	今井　洋平	13	髙橋　　愛
15	洞内　夏子	16	嵐田　志保
17	沼倉　彬世	18	佐藤　弘章
21	廣澤　大士	22	板垣　勇樹
23	石名部　穣	24	菊地　　猛
25	大佐賀隆浩	27	柴﨑　理恵
28	畠山　博史	29	三田村　洸
30	中居　純平	34	柳沢　吉夫
35	中村　真人	36	瀬川　真平

受験地　札幌

1	秋成　太一	2	太田　真弓
4	加藤　真紀	5	楠　　健司
6	國安　宣博	7	劔持　泰男
10	後藤　大輔	11	小西　貴文
12	佐々木秀治	14	佐野　綾子
16	千葉　武徳	17	寺谷紀久雄
20	濱中　和大	22	松崎　公一
23	松島　竜一	25	吉田　拓馬
27	大久保郁宏		

受験地　高松

2	岸田　洋子	4	長尾　浩嗣
11	加島　寛之	15	泉　慎太郎
17	小松　弘知	18	小松　祐介
19	中村　吉作	21	菊池　　久
22	上田　隆一	23	竹本　厚良
24	田中　健己	25	宇都宮孝輔
27	大西　園恵	28	田島　　哲

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成26年９月12日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空整備士（飛行機に限る。）及び一等航空運航整備士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明

二　事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

三　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

四　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

五　計器飛行証明

六　操縦教育証明

七　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第二号から第七号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成26年11月15日（土）①東京都②大阪市

二　前項第一号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成26年11月16日（日）①東京都②大阪市

3　申請書の受付期間　平成26年10月９日（木）から平成26年10月16日（木）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成26年10月17日（金）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第六号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第七号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　准定期運送用操縦士（法規）

三　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）

四　二等航空整備士（法規）

五　一等航空運航整備士（法規）

六　二等航空運航整備士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諮　詢　庁

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０９号

愛知県一宮市花池４丁目１番15号　コーポ大晴205号

債務者　才藤　聖子（旧姓溝上）

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４号

奈良県吉野郡大淀町大字新野190番地の１

債務者　池田　　弘

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１７７号

香川県さぬき市長尾西1052番地

債務者　安部　勝也

1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０４７号

福岡市博多区博多駅南４丁目16番11―102号

債務者　瀬戸口将太郎

1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１０３号

福岡県糸島市有田452番地６

債務者　三重野アキ子

1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１０号

福岡県筑紫野市大字永岡1502番地　サンライズ永岡Ｂ201号

債務者　柴田幸二郎

1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１１号

福岡市中央区赤坂１丁目15番30―403号

債務者　川本　幸恵

1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部